

ガイドライン表示

品種名

つや姫・はえぬき

パターン区分

【生産出荷用】

農林水産省新ガイドラインによる表示	節減対象農薬の使用状況		
<p>特別栽培米</p> <p>節減対象農薬： 当地比 5割減</p> <p>化学肥料(窒素成分)： 当地比 5割減</p> <p>栽培責任者 鶴岡市農業協同組合 営農部 米穀畜産課</p> <p>所在地 山形県鶴岡市覚岸寺字水上196-1</p> <p>連絡先 0235-29-5277</p> <p>確認責任者 鶴岡市農業協同組合 営農部</p> <p>所在地 山形県鶴岡市覚岸寺字水上196-1</p> <p>連絡先 0235-29-5277</p>	使用資材名	用途	使用回数
	イ ^o コナゾール	殺菌	1回
	ヒ ^o ロキシノキサゾール	殺菌	1回
	プロベナゾール	殺菌	1回
	トリシクテゾール	殺菌	1回
	シアントラニプロール	殺虫	1回
	エチプロール	殺虫	1回
	ジノテフラン	殺虫	1回
	プロチラクロール	除草	1回
	イ ^o フェンカルバゾン	除草	1回
	テフリルトリオン	除草	1回

【精米販売用】

農林水産省新ガイドラインによる表示	節減対象農薬の使用状況		
<p>特別栽培〇〇</p> <p>節減対象農薬：</p> <p>化学肥料(窒素成分)：</p> <p>栽培責任者</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> <p>確認責任者</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> <p>精米確認者</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p>	使用資材名	用途	使用回数

注1 「特別栽培〇〇」の「〇〇」は、「特別栽培農産物」、又は県の慣行基準に示される「品目名」で表示すること。

この場合、「水稻」は一括して「米」と表示すること。

注2 複数の品種、複数の生産パターンで申請する場合は、生産パターンと表示内容の関連を「品種名」、「パターン区分」で明らかにすること。

注3 各責任者名を組織名で表示する場合、住所は「所在地」とすること。

注4 住所、所在地は原則として「山形県」から記載すること。

注5 全ての表示を票片に表示できない場合は、各責任者の住所・所在地、連絡先、節減対象農薬の使用状況等の情報入手の方法を一括表示枠内(最下段)に掲載すること。

この場合であっても、全ての表示内容について上記様式をもって提出し、表示内容の確認をうけること。

※ 申請において実際に使用しない不用な表示枠、表示項目は削除して提出すること。